

鈴鹿市告示第60号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の市道の供用を開始し、及び告示する。

なお、当該告示の日を供用開始の期日とする。

また、関係図面は、鈴鹿市土木部土木総務課において当該告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年3月27日

鈴鹿市長 末松 則子

路線名	起点	主要な経過地	延長（m）
	終点		幅員（m）
国府571号線	国府町字吹上	国府町	772.3
	国府町字七路谷		2.2～4.5
稲生一丁目520号線	稲生一丁目	稲生一丁目	32.8
	稲生一丁目		6.0～9.8
飯野寺家441号線	飯野寺家町字堂山	飯野寺家町	51.3
	飯野寺家町字堂山		6.0～10.8
国分438号線	国分町字天神山	国分町	548.8
	国分町字中谷		4.5～5.4
北堀江239号線	北堀江町字八反田	北堀江二丁目	131.2
	北堀江二丁目		4.0～6.3
南玉垣903号線	南玉垣町字新町	南玉垣町	40.0
	南玉垣町字新町		6.0～6.3
南玉垣904号線	南玉垣町字新町	南玉垣町	14.8
	南玉垣町字新町		6.0～13.0
南玉垣905号線	南玉垣町字玉垣	南玉垣町	62.0
	南玉垣町字玉垣		6.0～8.1

北玉垣 9 0 6 号線	北玉垣町字小塚	北玉垣町	30.5
	北玉垣町字小塚		5.0～ 6.0
東玉垣 9 0 7 号線	東玉垣町字四反田	東玉垣町	103.9
	東玉垣町字四反田		4.0～ 9.3
岸岡 9 0 8 号線	岸岡町字ユウ	岸岡町	50.3
	岸岡町字ユウ		6.0～ 9.6
神戸三丁目 1 4 3 号線	神戸三丁目	飯野寺家町	17.8
	飯野寺家町字須田		3.0